



Title	保健婦事業の戦前史
Author(s)	大国, 美智子
Citation	大阪大学, 1966, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29138
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 1 】

氏名・(本籍) 大国美智子
学位の種類 医学博士
学位記番号 第 956 号
学位授与の日付 昭和 41 年 4 月 25 日
学位授与の要件 医学研究科社会系
学位規則第 5 条第 1 項該当
学位論文題目 保健婦事業の戦前史
論文審査委員
(主査) 教授 関悌四郎
(副査) 教授 丸山 博 教授 松倉 豊治

論文内容の要旨

〔目的〕

公衆衛生の実践領域において、保健婦のもつ比重はきわめて大きい。それにもかかわらず、「保健婦とは何か、それは何を、いかに取り扱うべき職種なのか」という疑問が、くりかえし提出されている。この疑問に対する解答の試みは、現時点での技術的立場や行政的観点などから、種々の形でなされているが、歴史的考察によって、問題点の所在を明らかにする努力は多くなされていない。本論文は、その方向への一つの手がかりとして、既存の資料および著者の蒐集し得た資料にもとづき、戦前のわが国の保健婦事業の発展過程とその特質を明らかにしようとするものである。

〔成績〕

わが国の保健婦は、大正中期に各種社会事業の中で、その附帯的事業として行なわれたものが最初であろう。それから数年を経て、大正末年から昭和初頭には、社会もその必要を認識し始めた。それは、いまでもなく、当時の経済不況と天災とによって惹起された貧困層の増大と、それに伴う健康の低下が、社会問題として急速に意識せられるに至ったからである。そこに、病院看護の枠をこえた訪問看護活動と、さらに進んで、疾病予防の働きをなす保健婦事業が、それ自体としての存在意義を主張する基盤があった。しかし、保健婦事業の明確な理念は存在せず、現実には、既存の社会事業の概念と看護技術とを接合した形で散発的に仕事がはじめられていた。

需要の存在と理念の不在は、既成の概念の輸入を促進した。これは、欧米の保健婦事業を可及的忠実に踏襲せんとするものであって、その中には、Community の全般的な健康相談者の形態をとらんとするもの、訪問看護の形態をとらんとするもの、或いは、両者を併用せるもの等の Variation はあるが、いずれも、高度の看護技術、社会事業技術、若しくはその両者をもつ、専門職種としての保健婦の樹立を志向した点が特徴的で、それらは主として大都市において発展した。

一方、医療機関の恩恵に浴すことの出来ない都市貧困階層や農民の間には、その代替者としての保健婦に対する需要が存在し、それに対応して疾病看護や助産を含めた特色ある保健婦活動が行なわれた。

この様な状態で、保健婦事業は、昭和12年頃までは、理念的にも、方法論的にも、統一がなされぬままに、それを必要とするそれぞれの社会の要請にこたえて、発展しつつあった。

しかし、事業が発展するにつれ、疾病看護、保健指導、関連社会事業のいずれに重点をおくか、また、専門職種としての高水準の資格と、需要の充足のための実用性を重んじた資格のいずれをとるか、などの基本的な問題を、全国的な規模で考えなければならないという意識が、保健婦自身の間で強くなって来た。

それらは、保健婦事業の発展の方向を決定すべき重要な問題であり、元来、事業の発展の中で、職能組織による長期の自主的な努力によって解決の方途を見出してゆくべき性質のものである。

しかるに、不幸なことに、丁度、時を同じくして、我国は戦時体制を強化しつつあった。戦力増強のための人口政策や健民強兵政策を押し進めるために、或いはそれを補強する目的で、保健所法（昭和12年）・社会事業法（同13年）・国民健康保険法（同13年）などが制定されていった。そして、自らの将来にかかる基本的問題に、漸く目覚めかけては来たが、まだ、あらゆる意味で未成熟の段階にあった保健婦は、この「国策」の中にくりこまれていった。元来、保健婦の専門職種としての確立や事業内部の問題解決のために希求せられた、保健婦の身分法制定および全国組織結成への動きも、政策に応ずるための組織づくりという性格を強めていった。

遂に昭和16年、保健婦の組織的統一は、全国保健婦大会と、それにつづく協会の成立によって実現し、保健婦の存在は、保健婦規則の制定によって法的な保障を得た。だが、この事は、形の上では保健婦の期待に応えるものであったが、その背景には、保健婦事業を、戦時厚生行政へ組織的に包摂する過程での必要手続という側面をもっていた。これを転機として、保健婦事業は、従来の Voluntary な理念の発達を封じられ、国民の保健婦に対する需要からも切離されて、政策遂行のための行政組織の末端としての性格を強くすることとなった。事業自体の内部的問題は、未解決のまま残されたばかりでなく、それを自主的に解決するための職能組織も、本来の機能を停止するに至ったのである。

〔総括〕

戦前のわが国の保健婦事業の発達は、国の戦時体制強化から戦争への発展と時を同じくしたために、事業の実践の中から生ずる内部的矛盾の止揚という経過をとらず、国家的要請によって、常に変容を余儀なくされ、未熟なままに、行政の末端にくり入れられてしまった。

戦後、この行政への傾斜の度はさらに強まり、しかも、協会が、自主的な判断やプランニングの機能をもつ職能組織へ脱皮する動きは遅々として進まない。個々の保健婦から、「保健婦とは何か」という問い合わせが、くりかえし提出される所以が、そこに存する。

論文の審査結果の要旨

現在、公衆衛生の実践領域において、保健婦の果たす役割はきわめて大きい。それにもかかわらず、保健婦とは一体何をする職種なのかという疑問が、くり返し保健婦自身の中から提出されている実情からもわかるように、保健婦という職種が、法制上はともかく、はっきり、独立した専門職種として確立しているとはい難い。そのことは、保健婦活動、ひいては、それに依拠している我国公衆衛生の対人保健サービスの発展のうえに大きな障礙となっている。

近年、保健婦業務の改善をめぐって行なわれた研究は決して少なくはないが、それらはいずれも狭い行政的視野からの業務の合理化や管理の強化をめざすものであり、保健婦という職能を確立し、それを基礎にした保健婦活動の自律的な発展を保障するものではなかった。

著者は、このような欠陥に着目し、保健婦および保健婦活動の困難な現状の原因を保健婦の職能そのものの中にひそむ弱さに求めんと考え、そのために、広く戦前の資料を蒐集し、我国保健婦の形成過程、それに与えた保健婦団体やその他関連組織の意識や行動の特徴、社会的背景などについての歴史的、実証的研究を行なった。

著者は、戦前の我国保健婦事業の歴史を、大正中期、昭和初期、満洲事変、大東亜戦争開始期の四つに区分し、社会事業の附帯事業として始まった保健婦事業が、欧米の近代的保健婦事業をとり入れつつ発展し、且つ我国の特殊な社会環境や政治経済事情のもとで、多様な変容をとげた経過を史実に基づいて、詳論している。

特にその中で著者は、保健婦事業の拡大発展に応じて、自主的必然的に高まる組織的統一や専門職能としての身分の確立などの要求が、時を同じくして強化された我国の戦時体制下の国家的要請の中に没却されてしまったことを指摘し、その間における保健婦側および行政当局の政策的齟齬を明らかにしている。

また、このようにして停止させられた専門職能としての自律機能は、戦後に至るも遂に完全には復活することはできなかったとして、現在みられる保健婦事業の混迷の原因についても、ユニークな角度からの考察を行なっている。

要するに本研究は、保健婦に関する研究において、殆んど未知の分野を開拓しただけでなく、保健婦事業の発展という公衆衛生の実際面における最も緊要な課題についても極めて有益な示唆を与えるものと認めることができる。